

習志野市農業委員会総会議事録

平成28年第10回習志野市農業委員会総会は平成28年10月21日（金）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午 前 9時00分

1. 委員の出欠席 17名中 16名出席 欠席 0名

※ 15番は欠番

委員氏名 （網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 4番 合間 正秋 5番 立崎 誠一

1. 議案審議結果

上 程 3件 承 認 3件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午 前 10時00分

1. 議案案件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	習志野市農業委員会定数問題検討委員会について（答申）
議案第3号	習志野市農業委員会の委員の定数について

報告案件

報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書

議 長	<p>平成28年 第10回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、欠席者はありません。1名の欠員で17名中16名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 習志野市農業委員会総会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。 4番 合間 正秋委員 5番 立崎 誠一 委員の両名を指名いたしますので宜しく、お願いいたします。</p> <p>議案第1号 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。 事務局は、議案第1号の朗読をお願いします。</p>										
事務局	<p>議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則の規定による許可申請書の提出があつたので、許可について審議を求める。 平成28年10月21日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積</p> <table border="0"> <tr> <td>習志野市●●●●丁目●●●番●</td> <td>●●●m²</td> </tr> <tr> <td>〃 ●●●●丁目●●●番●</td> <td>●●●m²</td> </tr> <tr> <td>〃 ●●●●丁目●●●番●●</td> <td>●●m²</td> </tr> <tr> <td>〃 ●●●●丁目●●●番●●</td> <td>●.●●●m²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>●●●.●●●m²</td> </tr> </table> <p>2 権利の内容 使用貸借権設定</p> <p>3 転用計画 専用住宅 1棟</p> <p>4 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●●丁目●番●号 ●●●●</p>	習志野市●●●●丁目●●●番●	●●●m ²	〃 ●●●●丁目●●●番●	●●●m ²	〃 ●●●●丁目●●●番●●	●●m ²	〃 ●●●●丁目●●●番●●	●.●●●m ²	合 計	●●●.●●●m ²
習志野市●●●●丁目●●●番●	●●●m ²										
〃 ●●●●丁目●●●番●	●●●m ²										
〃 ●●●●丁目●●●番●●	●●m ²										
〃 ●●●●丁目●●●番●●	●.●●●m ²										
合 計	●●●.●●●m ²										

議 長	<p>申請目的 専用住宅 1 棟 農業委員会受付日 平成 28 年 10 月 7 日</p>
	<p>申請者の住所、氏名、年齢、許可を受けようとする土地については記載のとおりです。</p> <p>地目については、登記、現況とも畑になっておりますが、先程、お話がありましたように現況は宅地の中の畑となっております。</p> <p>立地基準については、第 2 種農地となります。</p> <p>転用計画は、着手予定平成 28 年 12 月 20 日、完了予定は平成 29 年 5 月 31 日 他法令等について、開発行為は、都市計画法第 32 条の規定による同意書の添付あり、各課協議完了済みで問題はありません。</p> <p>残土条例、該当なし。</p> <p>埋蔵文化財は照会済みの為、協議は不要です。</p> <p>その他該当はありません。</p> <p>立地基準を第 2 種農地と判断しております。</p> <p>判定基準は交通の要となる鉄道の駅からの距離、公共施設（市役所等）からの距離、宅地化の状況、上下水道、ガス管等のライフラインの埋設状況を確認して判断をしています。</p> <p>今回の申請地を見ますと●●●●●●からは●●●●●●mに位置しています。本来ですと第 2 種農地は公共施設からおおむね 500m 以内と言われておりますが宅地化率と言う検討基準がありまして、今回の申請地は 90%以上になっておりますが、1 km まで延長されることとなりますので、申請地は●●●●●●mということですので、可能となります。</p> <p>次に、ライフラインについてですが水道管と下水道管の 2 種類埋設されている道路がありますので第 2 種農地と判断されることとなります。</p> <p>今回の申請は、譲受人の●●●●●●氏は現在、●●●●●●の賃貸住宅に家族 4 名で居住しています。譲渡人の●●●●●●氏とは調査報告にもありましたとおり親子関係で将来の介護を見据えて近くに住むことを考えて個人住宅を検討するにあたりいろいろと考えた結果、この土地が適地であることから申請されたということです。</p> <p>事務局、ご苦労様でした。 只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。 議案第 1 号について質問等の有る方は挙手願います。 飯生職務代理どうぞ。</p>

飯生職務代理	●●●は公共施設ではないですか。該当しないのですか。
事務局長	学校については、公共的機関になるのですが、●●●●については特定の者しか利用しないので該当しません。郵便局につきましても民営化されてから公共施設ではないということになります。
議長	<p>事務局長ありがとうございます。 質問等ございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等が 他に無ければ採決に入ります。 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。</p> <p>.....各委員・挙手.....</p> <p>全員の賛成を持ちまして、 議案第1号につきましては許可相当と決しました。 よって本案件につきましては、県に進達いたします。</p> <p>続きまして 続いて、議案第2号 習志野市農業委員会定数問題検討委員会の答申についてを議案といたします。 事務局は、議案の朗読と議案内容を説明して下さい。</p>
事務局長	<p>議案第2号 習志野市農業委員会定数問題検討委員会について(答申)</p> <p>平成28年6月20日付け農委第94号において農業委員会会長より、現委員の任期が平成29年10月6日をもって満了し、改正後の農業委員会等に関する法律に基づく、習志野市農業委員会の委員の定数を定める条例を制定する必要があり、習志野市農業委員会定数問題検討委員会を設置し、11名の委員で審議した結果が出ましたので委員長より会長に答申するものです。</p> <p>事務局より資料により農業委員会定数問題検討委員会の経緯と経過の説明</p>
議長	只今、事務局長から説明がありましたが、

	<p>質問等のある方は、挙手願います。 荒原委員どうぞ。</p>
議 長	<p>地区座談会でいろいろな方々のご意見を伺ったとありましたが、どの様な意見があったのかお聞きしたいのですが。</p> <p>委員長の職務代理からどのような内容だったのか話していただければと思いますが、いかがでしょう。</p>
職務代理	<p>地区によっても違うでしょうけれども、今までこういう形で農業委員会は決まっていたけれども、今回、農地法の改正により国からこのような形でやりなさいということになるので、今、各地区それぞれ農業委員がいますけれど、今の状況でよろしいか、それとも減らした方がいいのか、また増やしていくのかと検討いただく形で各地区で話し合いをされたと思います。</p> <p>私は、実務地区だけしかわからないので、事務局は全地区出席されていると思うのでその辺は事務局から聞いていただければとおもいます。</p>
事務局	<p>9地区ございまして、私は5箇所出席させていただきました。</p> <p>只今、職務代理からお話がありましたように一通り事務局の方で改正点について皆様方に簡単にご説明をさせていただいた中で、やはり今まで選挙だったのに公募になるということになると農地の事についていろんな人を農業委員として入れてしまうのかというご心配が各地区からございました。</p> <p>やはり、農地の事ですので個人情報をきちんと守れる人が委員になってくれるのか、あと農業を知らない人たちでも委員になれてしまうのかというようなご質問がいろいろありました。</p> <p>たとえば、若い人とか、女性の方ということで世の中言っているけれど、今、習志野は若い方は農家をやっていないからある部分では高齢者しかいないんだけれどもそれでもいいのかというようなざっくりばらんに、本当に皆さん個人情報の事をご心配されているようなご質問が各地区から多くあげられておりました。いかがでしょうか。</p>
荒原委員	<p>あと残り地区はどうでしたでしょうか。</p>
事務局長	<p>私の方から説明をさせていただきますが、私もかなり長く農業委員会事務局職員をやっています、農業委員会と言うのは、農業を代表する方が委員になって農地について熟知しているので、仲裁ですとかするのが農業委員会だと思います。後継者となる若い方の大変少ない状況でした。</p>

荒原委員	ということは、農業を知らない人が農業委員になるのはちょっと困るみたいなそういう不安が多かった。
事務局	はい。
事務局長	はい、そういった意見もあるんですが、今回の農業委員会法の改正の趣旨に照らしますとやはり活性化と言うわけではないのですが、女性をいれたり若い方をいれたり、もう少し農業委員会を今までの様ではなく違うところにしていくということで改正の趣旨も入っております。 ただ、現実的には私どもの決められるのは、農業委員会の定数だけでございますのであとは市長事務局で公募をかけまして、その中で選任するということになりますので、私どもはあくまでも定数のみというところに留まるのかなと言うように思っております。
議 長	段階を経てね。定数だけ決めて答申していくということですね。
事務局長	はい。
議 長	荒原委員どうですか。いいですか。
荒原委員	ありがとうございます。
議 長	事務局ありがとうございました。 質問等が無ければ、委員長より答申書の内容をお願いいたします。 立崎委員どうぞ。
立崎委員	良くわからないのですが、自薦、他薦、公募とかいうやり方で農業委員を決めることということですかね。その決めるところは、どこになるんですか。
議 長	はい、事務局どうぞ。
事務局長	基本的には市長が任命するわけですので、公募も市長事務局農政担当になるのかなと思いますけれども。 決めるのは市長部局で、先行事例を見ますと選考委員会を作って地域性とか農業の変遷であるとか農業に対してこれからの取り組みをしたいとかなどの観点から、そういったことだと思います。

議 長	主幹どうぞ。
事務局	<p>はい、今、立崎委員よりご質問の在りましたことにつきまして、簡単に説明させていただきますと思います。</p> <p>今、定数問題検討委員会を設けさせていただいて定数について皆様方にご検討いただいているところですが、このご検討いただいたものにつきましては、来年の3月の議会で定数について、議会案件として出させていただきます。農業委員会の人数を決めるということですので、議案として出させていただきます。</p> <p>法が改正されたということで来年の4月以降、今度は市長が農業委員を任命するという形になりますので、局長がお話ししましたように市長部局の産業振興課の農政係で、公募とか推薦とかそういうお知らせを広報、ホームページに掲載して募集をするという作業が来年の4月以降産業振興課の方で行われます。こちらは産業振興課で募集をかけながら公募で手を挙げていただいた方達について、選考委員会というようなものを立ち上げましてどの方が適任であるかということで、選考していただいて、定数分決めさせていただきます。</p> <p>農業委員さんについては、人事案件になります。</p> <p>人事案件になりますと担当課が市長部局の総務部の人事課になりますので、議会で議会の承認を得るといような流れになります。</p> <p>今のところは、そのような状況になっております。</p> <p>立崎委員さんいかがでしょうか。</p>
立崎委員	<p>つまり、市長の胸三寸で決められる状態になってしまうみたいな印象がうけられるのですがね。形式的に選考委員会を設置するとか、それが全部役所の仕事に成ってしまうんですね、人選も市長が決めてやるということになるんだと思うんですが、そうすると市長の独断というかあまり意味がないようなね。</p>
議 長	<p>私は、市長の独断でと言うようなことはないと思いますが。相原委員どうぞ。</p>
相原委員	<p>選考委員会のメンバーは明確には決まっていないんですね。</p> <p>いつごろ決まるんですかね。</p>
事務局	<p>はい、まだ定数自体も決まっていませんし4月以降で、募集の要項、規則、手続きとかが決定してからになると思います。</p>

相原委員	他市で先行してやっている所があると思うのですが、ある程度、農家さん農業委員会を知っている人を選んでいると思うのですが。
事務局長	はい。
議 長	<p>それでは議事を打ち切ります。 定数問題検討委員会委員長より答申の読上げをお願いします。</p>
職務代理	<p>習志野市農業委員会 会長 廣瀬 博様 農業委員会の委員の定数の検討について(答申)</p> <p>習志野市農業委員の任期が平成29年10月6日をもって満了し、改正後の農業委員会等に関する法律に基づき選任しなければならないことになりました。 平成28年6月20日(農委第94号)にて農業委員会会長より諮問を受け、11名の委員をもって設置した習志野市農業委員会定数問題検討委員会は、3回の会議を開催し、各地域農業者の意見を反映しながら農業委員の定数の見直しについて協議を重ねた結果、下記のとおり意見集約されましたので答申いたします。 平成28年10月21日</p> <p style="text-align: right;">農業委員会定数問題検討委員会 委員長 飯生 正 己 副委員長 相 原 和 幸</p>
議 長	<p>只今、委員長より「答申書」を読み上げ、答申書を受け取りました。委員の皆様におかれましては、長期に渡り審議していただき有難うございました。</p>
	<p>答申を受けましたので、議案第3号に入ります。</p>
	<p>議案第3号 「習志野市農業委員会の委員の定数について」 事務局より、議案説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案第3号 習志野市農業委員会の委員の定数について</p> <p>議案第2号において、習志野市農業委員会定数問題検討委員会の委員長より農業委員会会長に答申が行われました。</p>

<p>議 長</p>	<p>この答申を受け農業委員会の改正後の農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の委員の定数を習志野市長に要請するものです。</p> <p>議案第3号習志野市農業委員会の委員の定数についてご質問等のある方は、挙手願います。 質問が内容なので議事をすすめます。 先程の答申書の内容では、2点ございました。</p> <p>1点目 農業委員会法の改正に伴い、農業委員は推薦と公募により、市長が任命し市議会の承認が必要となりました。</p> <p>2点目 委員の定数については、今後も3年ごとに継続して検討する内容でした。</p> <p>これにより、議案第3号習志野市農業委員会の委員の定数について市長に対し、農業委員会から要請文を渡し、定数については、今後も継続して審議する旨を市長に要請することにいたします。</p> <p>同意の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、</p> <p>議案第3号は、農業委員の全員の総意である旨確認いたしました。 事務局は、市長に対し日程調整をお願いします。</p> <p>次に、報告第1号及び第2号の農地転用届出書の受理通知等について事務局、補足説明などありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告第3号の引き続き農業経営を行っている旨の証明書ですが、事前に配布してありますので質問等の有る方は、挙手願います。</p>
<p>各委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請者の●●●●さんについては、私から報告します。</p> <p>事務局と5箇所みてまいりました。</p>

議 長	<p>非常にきれいに耕作しておりました。●●●●氏は奥さんと二人で地元野菜ということで週に何回か直売所を設けております。まだまだ若いですが、一生懸命やっていました。</p> <p>他に無いようでしたら、これをもちまして、平成28年第10回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>
-----	--